

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年1月24日認可した。

平成26年2月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）天神地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）高木地区
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大久保谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中井用水地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）三ノ瀬地区